

ウェラン判決のSSO保護を否定した判決

	頁
1. はじめに	1
2. 事実及び背景の概要	2
3. 裁判所の判断	4
4. 若干のコメント	9

1. はじめに

1991年8月9日、ニューヨーク東部地区連邦地裁は、他のプログラムのコードの約30%をコピーして一旦作られたプログラムから当該コピー部分を削除したクリーンバージョンについて著作権侵害とは認めない判決を下した。両プログラムの実質的類似性の認定にあたって、ウェラン判決の、分離可能なアイデアが特定されれば他のすべては表現になるというコンピュータソフトウェアに関する極めて広い著作権性の見方は不適當であり、不正確であるとし、サブ・プログラムのクリーンバージョンを侵害と認定しなかった。かつ、ウェラン判決の実質的類似性についてのSSO（構造、手順、組織）の分析は、コンピュータサイエンス上技術的に間違っただけのものであるとし、かわりにニコルス対ユニバーサルピクチャー事件で明らかにされた抽象化テスト（abstraction test）を採用した。

周知のとおり、ウェラン判決が下した「コンピュータプログラムのSSOは表現であり、著作権の保護を受ける」との判断は、著作権によるコンピュータプログラム保護の範囲についての重要な指導的判例の一つとなっているが、本判決はこれを技術的及び法理論的に否定する判決で、注目に値するものである。

また、議論の対象となったプログラムは、OSとアプリケーションプログラムをつなぐインタフェースプログラムであったが、パラメータリストやサービスの種類などOSとア

アプリケーションプログラム双方から制約を受ける場面での類似性が必ずしも著作権侵害を構成しないものであることを明らかにした。

2. 事実及び背景の概要

原告コンピュータアソシエイツ社（以下CA社という。）は、IBMメインコンピュータ用にジョブスケジューリングプログラム CA-SCHEDULER(以下CASプログラムという。)を1981年中頃開発し、1982年8月初めて顧客にインストールした。

このプログラムは、コンピュータが様々なタスクをいつ実行するかを特定し、そのスケジュールに従って処理するようにコンピュータをコントロールするものである。

このCASプログラムは、ADAPTER(以下Aプログラムという。)を含んでおり、これはCASプログラムをIBMメインフレーム・コンピュータ上で使われる3つの異なったOS（DOS/VSE、MVS、VM/CMS）と接続させ、稼働させるものであった。Aプログラムは、CASプログラムの特定されたタスクの部分とOSの間を互換的なコンピュータランゲージで接続させるものであった。CA社は、Aプログラムの開発を1979年開始、今日まで改良を続けてきた。(なおAプログラムは当初別のプログラム DYNAMのために開発された。)しかしCA社は、Aプログラムを独立したコンピュータプログラムとして著作権局へは登録しなかった。

被告アルタイ社（以下AL社という。）は、当初単一のOS（VSE）上で使うプログラムZEKE（以下Zプログラムという。）を1981年7月開発し、1982年6月初めて顧客にインストールした。このプログラムは、インタフェースを使わず直接OSに呼出をかけるものであった。Zプログラムの主たる競争相手の一つはCASプログラムであったが、AL社は、CASプログラムがAプログラムを含んでいるかや、CA社のどの製品がAプログラムを使っているかなどは知らなかった。

AL社は続いてOSCAR(以下Oプログラムという。)3.4と呼ばれるZプログラムのためのいわゆるインタフェースプログラムを、1984年開発した。そして後にOプログラム3.4は、AL社の他のプログラムZACK、ZEBBにも使われた。Oプログラム3.4の約30%は、CA社を退職し、AL社で働くことになったプログラマによってAプログラムからコピーされたものであった。AL社は、コピーがなされたとき、コピーであるということは知らなかったが、CA社よりAL社に対する訴提起によりこれを知るやコピーされた部分を削除し、新たにこの代替部分を作り、Oプログラム3.5を作成した。

CA社はAL社に対して、著作権及びトレードシークレットに基づき、Oプログラムの3.4及び3.5がCASプログラムの要素であるAプログラムを侵害したとして訴訟を提起した。

さて、AL社がCASプログラムのコードをコピーし、そして削除するに至った経過をもう少し詳しく見ておく。(お急ぎの方は、「3.裁判所の判断」へスキップして下さい。)

- ・ ウィリアムズは、C A社に1977年入社し、1980年8月退職した後、A L社の前身の会社（ソフトウェアデザイン社）へ入社し、1988年10月からA L社の社長となった。C A社時代は製品の開発には全く関与せず、Aプログラムに関する責任者でもなかったし、Aプログラムの存在は知っていたが、現実はそのコードを見たことは一度もなかった。
- ・ A L社では1983年後期、ZプログラムをO SのVSE上だけではなくMVS上でも稼働するようにMVS版を作成することにした。このときウィリアムズはC A Sプログラムについて知ってはいたが、C A SプログラムがAプログラムを使っていることは知らなかった。A L社の唯一のプログラマーであるウィリアムズは、1983年12月C A社時代以前からの友人であるアーニーに「A L社に来てZプログラムの MVS版を作成しないか」と誘った。
- ・ アーニーは、C A社に1978年からA L社に移った1984年1月まで在職し、AプログラムのVSE版の開発に関与していたが、AプログラムのMVS版の担当ではなかった。しかしアーニーはC A社を退職するとき、AプログラムのVSE版及びMVS版のソースコードを契約に反して持ち出した。
- ・ ZプログラムのVSE版を開発したウィリアムズは、MVS上で稼働させるため約30%のコードの変更が必要と考えた。ウィリアムズは、当初はZプログラムのほか他のA L社のプログラムにも使える共通のシステムインタフェースは考えなかったが、アーニーの勧めにより1つのプログラムに全てのシステムコールを組み込むO Sから独立した方法を採用し、OSCAR（Oプログラム）と名づけた。
- ・ アーニーはまずOプログラムの VSE版を3カ月かけて開発し、続いてOプログラムのMVS版を1カ月かけて開発した。アーニーがAプログラムのコードを保有しており、Oプログラムの作成中これを参照したことは、アーニーを除きA L社の誰も知らなかった。
- ・ 1985年から1988年にかけてA L社は、アーニーのコピーを知らずに、Oプログラム3.4をZEKE、ZACK、ZEBBに組み込んで使った。
- ・ 1988年7月下旬、C A社は初めてA L社がAプログラムをコピーしていたのかもしれないと知り、調査し、C A Sプログラムの2.1及び7.0を派生的著作物として(著作権局に)登録し、C A社はこの訴訟を開始した。
- ・ A L社は、このとき初めてアーニーのOプログラムコードの約30%がAプログラムからのコピーであることを知った。
- ・ 訴状を受けるやウィリアムズはアーニーに会い、アーニーはコピーの事実を認めた。
- ・ ウィリアムズ自身はAプログラムのコードを見ることなしに、アーニーに対し正確にOプログラムのどの部分、どのモジュールがコピーされたものか、どのモジュールが別個にZプログラムに基づいてあるいは独立して開発されたのかを調査した。
- ・ この時点でウィリアムズは、Oプログラムの書き直しをどのように行っていくべきか弁護士に相談した。

最初のステップは、アーニーを書き直し工程から完全に排除し、Aプログラムを閉鎖

するとともに、かつてOプログラムに関与したことのないAL社の8人のプログラマーに分割して書き直しを任せた。

- ・ ウィリアムズは、Oプログラムのアーニー版からではなく、第一にZプログラムをもとにパラメータリストを書出し、プログラマーに与えた。

勿論、プログラマー達はOプログラム3.4へのアクセスは禁止されたし、アーニーと話すことも禁じられた。

- ・ ウィリアムズの目的は、Oプログラム3.4からAL社が合理的に使える部分を救い出すこと、そしてAプログラムからコピーされた部分を削除することであった。
- ・ 書き直しの最初の工程は、Zプログラムによって必要とされるOSのサービスは何かを決めることで、このリストはOプログラム開発前に市場に出されていたZプログラムを参照することによって作られた。ウィリアムズはパラメータリストによって各サービスの簡単な説明を行い、OSからそのサービスを得るために適切なコードを書くように指示した。Oプログラムの改訂版3.5が完成された後、テストされ、デバックするのに約6カ月かかり、1988年11月中旬に完成した。
- ・ AL社は、1989年7月31日までにOプログラム3.4版の顧客に対し、無料で3.5版にグレードアップし、1989年11月には3.5版を新しい顧客にも出荷した。

以上が詳細な事実経過であるが、要するに、AL社のOプログラムに対するクリーンアップが成功したかどうか、この訴訟の主たる争点となった。

3. 裁判所の判断

(1) 登録の範囲とサブプログラム

AL社は派生的著作物の著作権は既存の資料の排他的権利を含まないし、既存の資料の著作権保護とは別個独立のものであるとする派生的著作物の権利範囲に関する米国著作権法第103条(b)項に基づき、CA社がCASプログラム1.0自体を登録せず、その派生的著作物としてCASプログラム2.1を登録したこと及びそれら（さらに遡ればDYNAMプログラム）の一部として含まれるAプログラムを独立に登録しなかったことを根拠に、訴訟を維持していくのに必要なAプログラムについて登録の要件を満たしていないと主張した。

裁判所は、「Aプログラムはパブリックドメインでもないし、他の者によって開発されたものでもない。CA社はAプログラムの著作者であり、著作権保護は登録にかかわらず存在する」とした。また、「CASプログラムのようなプログラムは、一連のサブプログラムから構成されているのに、サブプログラムについて著作権保護を認めないのでは全体に著作権を与えることが無意味になる」とした。また、「CASプログラム2.1が派生的著作物として登録されていれば、Aプログラムのような各要素自体は分離して登録する必要はなく、CA社はAプログラムに著作権を持つ」としてAL社の主張を認

めなかった。(なお、このCA社が後に提供したCASプログラム2.1及び7.0が派生的著作物でなく、オリジナルなものであるとの著作権局の証明書及び訴状の修正の取扱いについての申立に付いての判断がなされているが省略する。)

(2) アクセスと実質的類似性

a. アクセス

支配的見解によれば、「アクセス」は見たり、コピーする機会であると言われている。ところで、AL社は、Oプログラム3.4版開発において、アーニーがAプログラムの約30%のコピーをしているので、少なくとも3.4版に関してはアクセスは認められる。しかし、AL社はOプログラム3.5版では、コピー部分を削除しているので、Aプログラムへのアクセスはしていないと主張した。ウィリアムズが書き直し工程の間、Aプログラムにアクセスしたかについては対立する証拠がある。CA社は、少なくともウィリアムズはアーニーとの会話で間接的にアクセスし得たとし、AL社は間接的アクセスを行ったと主張した。

裁判所は、3.5版開発についてAプログラムへのアクセスの有無という事実認定の問題の決定を避け、仮にAL社がアクセスしたとしても、Oプログラム3.5版を作った(AL社の)ウィリアムズも他のプログラムもAプログラムのコードを直接的にしる3.4版を介しての間接的にしる利用していないと認定した。

問題は、AL社がAプログラムに実質的に似ていないOプログラムのクリーンバージョンを開発したか否かになる、すなわち実質的類似性の問題になった。

b. 実質的類似性

① ウェラン判決の評価

コンピュータプログラムの関係では、実用的作品というよりは、芸術、文芸作品のために考え出された実質的類似性のよく知られるテストの多くは適当ではない。

ウェラン判決におけるテストは、コンピュータプログラム間の類似性のテストとしては今では単純すぎるように見える。

ウェラン判決では、裁判所は実用的作品の目的、機能はアイデアであり、目的、機能に必然的でないすべてはアイデアの表現を構成し、著作権法で保護されるとした。

ウェラン判決では、目的すなわちプログラムのアイデアは、デンタルラボラトリの経営の支援であり、デンタルラボラトリのプログラムの詳細な構造はプログラムのアイデアではなく表現とされた。ウェランの裁判所は更に広く定義した表現としてソースコード、オブジェクトコードのほか、SSOも著作権で保護されると詳しく述べた。

しかし、ウェランのテストは、不適當で不正確である。ニマー教授は、落とし穴の一つを指摘した。「この理由づけの決定的な欠陥は『著作権法にいう「アイデア」

は、どんなコンピュータプログラムの基礎にもたった一つしかなく、一旦分離可能なアイデアが特定されれば、他のすべては表現たらざるを得ない』と仮定したことである。」

本件において（裁判所の専門家証人でマサチューセッツ工科大学の）デーヴィス博士は、さらにウェランの分析における技術的欠陥を指摘した。コンピュータプログラムは、多くのサブプログラムから構成されている。コンピュータプログラムやサブプログラムのそれぞれは、少なくとも1つのアイデアをもっている。それらのいくつかは、別個に著作物性がありうる。しかしそれらの多くは、コンピュータの分野では標準でありふれたものであって、プログラムの中にほとんど機械的に書き込まれる記述や命令である。

② 「テキスト」としてのプログラムと「動き」としてのプログラム

プログラムは、オブジェクトコードやソースコードからなる限りは、「テキスト」である。しかしそれがコンピュータにロードされると例えば、ワープロや表計算のような「動き (behavior) 」となる。

ウェランのSSOの分析は、不適當である。なぜなら、「動き」の一部であるプログラムの動作の手順と、これらの動作が組込まれているプログラム（すなわちソースコードとオブジェクトコード）のテキストの順序や手順との間に必然的な関係はないからである。

プログラムは「テキスト」としても「動き」として見てもそれぞれSSOをもっている。プログラムを「テキスト」として見る静的な構造と、プログラムを「動き」として見る動的な構造とがあり、両者は全く異なる。

単純にプログラムの構造について議論するのは技術的に無意味である。なぜなら、構造という用語は多義であり、静的構造か動的構造かの違いは重大であるからである。

ウェランは、この区別をせずに基本的に失敗した。SSOを交換可能で類義語としたのは、技術的には全く間違っている。

コンピュータプログラムの「動き」の面は、米国著作権法第 102条(b)で著作権保護が及ばないとされている法律上の用語の「プロセス、システム、操作方法」に含まれるので、著作権法の保護からは排除される。コンピュータソフトウェアは、著作権法より特許法によってより保護されるという意見もあるが、裁判所はここではその問題を扱わない。本件では、CA社のAプログラムを「テキスト」としてみることによって、CA社の権利は十分保護されるのだから。

③ 抽象化テスト

- ・ ニコルス対ユニバーサルピクチャー事件で明らかにされた抽象化テスト

(SOFTIC注=なお抽象化テストとは「具体的な作品から個別事案を少しづつ取

り去っていく方法で、そうするとどんどん一般性も増し、他と同じパターンが多くなり、最後は抽象度が最も高い何に関する作品とか表題になってしまう。この一連の抽象化の過程に著作権が保護する表現と保護しないアイデアを区別する一線がある。このような方法により実質的に類似しているのが表現かアイデアかを見ることが可能となる。」とするもの)は、コンピュータプログラムにおける類似性を決定するためには、ウェランのSSOテストより優れた方法を提供する。

この抽象化テストが、コンピュータプログラムに適用されるとオブジェクトコードからソースコードへ、パラメータリストへ、必要とされるサービスへ、一般的な概要へと、一般性を増加して行く順序で進んでいく。

④ AプログラムとOプログラム 3.4の類似性

AL社は、3.4版についてAプログラムからの約30%のコピーを認めており、この問題は争点となっていない。但し、3.4版は完全に廃棄されたが、AL社はCA社に3.4版関係の損害としていくら払うべきかの問題が残っている。

⑤ AプログラムとOプログラム 3.5の類似性

両者間に直接のコピーの証拠はない。そこで実質的類似性が問題となる。

(結論から言うと)裁判所は書き直された後Oプログラム 3.5はAプログラムに実質的に類似していなかったと認定した。

- ・ CA社の専門家は主にAプログラムとOプログラム 3.4間の類似性をオブジェクトコード、ソースコード、パラメータリスト、マクロ、そしていわゆる高次元の構造について述べた。

<コード>

- ・ デーヴィス博士は、二つのプログラムの実質的類似性を見るのに単に両者の同じコードの数を数えることもあるがコードによりその重要性は異なると言った。しかしOプログラム 3.5について言えばAプログラムと同じコードは何も残っていなかった。

<パラメータリストとマクロ>

- ・ パラメータリストとマクロのうち若干がコピーされたかもしれないと憶測される証拠があるが、ほとんどという程ではないとしても多くはプログラムの機能によって規定されたものである。(アプリケーションプログラムが必要とするOSのサービスに対する要求を翻訳する必要)
- ・ 本件ではOSはIBMが確立したものであり、IBMの3つのOSからのサービスに対する呼出形式はパブリックドメインである。何故なら、これらは産業界に知られ、プログラマーに使われることを意図されたものだからである。
- ・ またAプログラム、Oプログラムのタスク特定の側面についてOSへの呼出はそれぞれ異なったアプリケーションプログラムによってなされている。A

L社のアプリケーションプログラムがCA社のアプリケーションプログラムのタスク部分を侵害したとのクレームはない。

- ・ このように多くのパラメータとマクロは外部要因に規定されており、侵害とはみなせない。
- ・ デーヴィス博士は提出された証拠によるとパラメータリストとマクロがコピーされたかどうか決められないとした。(両者にさらにこの点についての証拠を求めたが、これ以上のコメントをする手助けにはならなかった。)
- ・ 結局、CA社は実質的類似性の立証ができず複製の立証責任を果たせなかった。

<サービスのリスト>

- ・ 必要とされたサービスのリストに関しては、AプログラムとOプログラムにはかなりのオーバーラップがあるが、非常に多くは機能的要請によって必要とされたものであり、直接的なコピーを構成しない。サービスのリストは、AプログラムやOプログラムを介して結合されるOSとアプリケーションプログラムの要求によって広範囲に亘り決定されるから、類似性の全体像にとって重要性に乏しい。

<高次元の構造>

- ・ 組織図のようないわゆる高次元の構造はプログラムの稼働を見せられたものにとっては単純かつ自明であるから重要ではない。

<類似性の数量化>

- ・ デーヴィス博士は類似性の全体像を見ようと、CA社が根拠とした類似性の様々な要因の相対的重要性を次のように数量化しようとした。

コード	1000
パラメータリスト	100
マクロ	100
サービス・リスト	1
組織図	0

- ・ Oプログラム 3.5にこれを適用してみるコードに類似性はなかった。(0)パラメータリストとマクロをあわせて200だが、CA社は実質的類似性の立証責任をはたしていないし、他はパブリックドメインに属するかや機能的な要請によって制約されている。保護される要素に似ているものはほんのわずかであり、裁判所はパラメータリストやマクロにも実質的類似性はないと認定し結論づけた。

サービスリストの重要性は非常に小さく、組織図を合わせたとしても、侵害認定のための実質的類似性の十分な証拠にはなりえない。

- ・ Oプログラム 3.4は、約30%のAプログラムのコードの逐語的なコピーを含んでいたが、AL社は3.5版に書き換えたとき、コピーされたコードの違反部分を除去した。書き換えの方法は合理的なものであった。

⑥ 結局裁判所は、Oプログラム 3.5はCASプログラムに実質的に類似してないということ、Aプログラムからコピーされたものではないこと、CA社のCASプログラムに含まれるAプログラムの著作権を侵害するものでないことを認定した。

(3) その他

裁判所はこの他、トレードシークレットに基づく請求と連邦法である著作権法の優先(Preemption)及び(AL社がOプログラム 3.4版でAプログラムをコピーしたことは争いがないので) 3.4版に関する損害請求等についての判断を行っているが詳細は割愛する。

① <トレードシークレットと著作権>

トレードシークレットについてのCA社の主張は、著作権に基づく主張と同じであるから、連邦法である著作権が優先して適用されるとして、トレードシークレットに基づくCA社の主張を認めなかった。

② <3.4版に対する損害>

Oプログラム 3.4版の無断コピーは争いがなかったため、この関係でのCA社はAL社に対する損害賠償請求は認めた。(損害額の算定方法は実務上参考になる。)

4. 若干のコメント

- ・ コンピュータプログラムの保護範囲についてのウェラン判決のSSO保護の考え方(分離可能なアイデアが特定されれば、他のすべては表現として著作権で保護されるという考え方)にはかねてより多くの批判があった。例えばアイデアのレベルはきわめて抽象的なものから具体的なものまでであるのにアイデアが一つしか設定されず、それ以外は表現とするという考え方にあっては、アイデアの設定が高いレベルのものとされた場合、表現とされるものが広くなりすぎ、極めて強い著作権保護になる。外部要因による表現の制約について考慮されていない。プログラム化されるまえから存在する対象業務のSSOがなぜプログラムの作成者の権利になるのか等である。しかし、米国においてはウェラン判決は指導的判例であり、これに従う一連の判決があることも事実である。

本判決はウェラン判決のSSO保護の考え方に対して正面から向い、技術的及び法理論的にその欠陥を指摘し、否定した意味は大きいと思われる。

- ・ コンピュータプログラムを、「テキスト」面と実際に稼働しているときの「動き(behavior)」の面とに区別し、動きはプロセス、システム、操作方法であり、著作権では保護されないと断定した点はメニューのコマンドシステムの特定の組織、シ

ーケンス、構成を表現としたロータス判決と異なる新しい判断と言えよう。

- ・ コンピュータプログラムの類似性について数量化の試みは十分には成功したとは言えないかもしれないが、類似性の客観化の方策として評価できよう。

なお、本判決は、Oプログラム 3.5版開発についてのアクセスに関する判断を避けているが、AL社の社員のアーニーがAプログラムを所持し、コピーしていることは争いがなく、アクセスを「見たりコピーする機会」とする通説に従えばAL社としてAプログラムにアクセスしていると認定して当然と思われる。しかし、この判断を避けていることからすると、会社という一つの主体であっても各開発ごとに、本件でいうのならOプログラム 3.4版の開発の場面か、3.5版開発の場面かによってアクセスの有無の認定が異なる可能性を示唆しており、興味深い。（例えばクリーンルーム方式の適法性の議論に関係してこよう。）